

遡及的な法人税率の改正が行われた事例について

新型コロナウイルス感染症（以下：新型コロナ）のまん延については終息の見通しがなかなか立たない状況ですが、世界各国において長期化する新型コロナに対応するための税制改正が行われているものと思います。

その中で私が普段から係わっているフィリピンにおいて実施された、遡及的法人税率改定についてご紹介したいと思います。

フィリピンのドゥテルテ大統領は本年3月26日、法人向け諸税の見直しとなる新法案に署名を行いましたが、同法案では、法人所得税の減税など景気浮揚を目的とした措置と、これまで投資誘致機関が提供してきた各種優遇措置の整理・合理化が盛り込まれています。

その中で法人所得税率を、現行の30%から25%へ引き下げる改正が織り込まれましたが、その適用日が2020年7月1日からの遡及適用となりました。

2020年7月1日以降に決算日を迎える既に法人税の申告を終えている法人も多くあります。

また12月末決算法人が非常に多くあり、その場合の法人税の申告期限は翌年4月15日となっているため、申告期限も間近な段階でこのような法案が通過したこと、多くの法人が困惑することになりました。そのため4月15日の申告期限自体の延長は実施されませんでしたが、5月15日までに行う修正申告については、実質的には期限内に行われた申告とみなし、仮に納税額が増えた場合においても、利子や罰金などは一切課さないとの通達が公表されました。

私の知り合いが経営する会社も12月末決算法人であり、2020年7月1日以降の法人税率が遡及的に25%に下がった場合において、単純に2020年1月1日から6月末までの上半期と7月1日から12月末日までの下半期の課税所得をそれぞれ別途計

算し、上半期の課税所得には30%を乗じ、下半期の課税所得には25%を乗じて計算すれば良いのかといった疑問が沸き上がりました。

結果的には12月末決算法人に関しては、2020年度においては、課税所得の27.5%を法人税として納税するという通達が数日後に公表されました。

法人税率が下がることは、法人にとっては有り難い話ですが、申告期限の直前になってこのような法案が通過するのは、実際に申告実務に携わる経理担当者などにとっては、かなり負担が大きいと思います。

また既に納税を終了している法人に対しては、過払法人税額について還付、もしくは翌年度以降の法人税の納税に充当可能という通達も別途公布されました。また、還付申請をすること自体、非常に手間、時間がかかりますので、翌年度以降の法人税の納税に充当することになると考えられます。

更に今回の税法改正においては、法人税率の引き下げといった法人にとって有利な改正の一方で、外資系企業を呼び込むために適用されていた各種優遇税制について、大きく後退するような改正が行われました。このような改正により、外資系の企業にとって魅力が無い投資先になる可能性もかなり大きい様に思います。

長引く新型コロナの影響で、国家財政が相当厳しい状況にあることは間違ひありませんが、優遇税制の後退に加え、税務調査における理不尽な指摘事項が乱発されているという話も聞こえてきます。国家の財政基盤が弱い国においては、少なからず同様の傾向があると思いますが、結果的にはますます自国を苦しめることになると考えられます。

いち早い新型コロナの終息を願うばかりです。

（国際特別委員会副委員長 原 高明）